

村の監査委員を紹介します

このたび、東海村議会の同意を得て、村の監査委員(2人)のうち、議会選出委員として越智辰哉さんが就任しました。就任中の委員も併せてご紹介します。

【問い合わせ】監査委員事務局 (☎282-1711 内線1251)



識見委員(代表監査委員)
土尻 滋さん
(令和5年12月17日から
4年間)



議会選出委員
越智 辰哉さん
(令和8年3月27日から
議員の任期まで)

●「監査委員」とは

監査委員は、地方自治法で定める執行機関の一つです。常に公正不偏の立場から「村民の皆さんの税金が適切に使われているか」「村の事業が効果的に行われているか」など村の事務や事業について確認しています。主に毎月の出納検査や決算内容の審査などを実施して、その結果は村民の皆さんや議会などに公表しています。

増築や物置等の調査にご協力ください

村では、公平かつ公正な課税を行うため、増築や物置等の調査を実施します。この調査は、航空写真と村の課税台帳を照合し▽新築や増築がされているが、未評価の状態である家屋▽登録された所在地番にない家屋(すでに取り壊し済等の家屋)——の調査を現地にて行うものです。未評価の家屋がある場合には、所有者の了承を得てから家屋内を確認させていただきますので、ご理解をお願いします。

固定資産税の課税対象となる家屋

車庫や物置等でも、次の3つの条件を備えているものは固定資産税の課税対象となります。床面積の大小や建築確認申請の有無による認定基準はありません。

- 条件① 定着性 ▶ 基礎等により土地に定着しているもの
(単にブロック等の上に置いた物置などで、容易に移動できるものを除く)
- 条件② 外気遮断性 ▶ 屋根や壁(一般的に3方以上)による独立した空間を有するもの
- 条件③ 用途性 ▶ 目的とする用途(居住、作業、貯蔵等)に使用できる状態にあるもの

具体例

課税対象となるもの



コンクリートブロックで基礎がつくられ、屋根と周壁(3方以上)を有している。

課税対象とならないもの



単に地面に置かれたコンクリートブロックの上に設置され、土地への定着性が認められない。

調査員の “なりすまし”に ご注意ください!



調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、腕章、名札を着用しています。不審な点がありましたら職員の携行品をご確認ください。

また、今回の調査で、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知機等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。

【問い合わせ】税務課資産税担当 (☎282-1711 内線1112)